

令和7年度

関東農政局土地改良技術事務所庁舎外壁塗装工事

特別仕様書

(当初)

関東農政局土地改良技術事務所

<p>第1章 総則</p>	<p>本工事の施工に当たっては、請負契約書、設計図および国土交通省大臣官房庁舎営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下、「標準仕様書」という。）に基づくほか、標準仕様書等に定めない事項は農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）」に基づいて実施する。なお、標準仕様書等に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
<p>第2章 工事内容</p> <p>1. 目的</p> <p>2. 工事場所</p> <p>3. 工事概要</p> <p>4. 工事数量</p>	<p>本工事は、関東農政局土地改良技術事務所庁舎の外壁塗装工事を行うものである。</p> <p>埼玉県川口市南町 2-5-3 地内</p> <p>土地改良技術事務所の庁舎外壁塗装工事で、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 外壁塗装 1,100 m<sup>2</sup></p> <p>(2) ひび割れ補修 0.2mm 以下：80m 0.2mm 超：8.6m 貫通：9.3m</p> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。 なお、施工数量調査の結果、外壁改修工事数量の変更が生じる場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。 本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。</p>
<p>第3章 施工条件</p> <p>1. 工事期間中の休業日等</p> <p>2. 施工しない日</p> <p>3. 施工しない時間帯</p>	<p>工事期間中の休業日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）を見込んでいる。</p> <p>原則、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始休暇</p> <p>原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯</p>

<p>第4章 現場条件</p> <p>1. 現場管理</p> <p>2. 仮設備</p> <p>3. 工事用電力及び水道</p> <p>4. 工事用地等</p> <p>5. 石綿含有物</p>	<p>帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>工事現場の管理は、標準仕様書等によるほか、次の事項について遵守し、安全施工に努めなければならない。</p> <p>(1) 工事实施に影響を及ぼす事故、人命に関する事故もしくは第三者に損害を与える事故が発生したとき、又は発生する恐れのあるときは遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>工事の施工にあたっては、足場及び手摺を設置するものとする。なお、その他転落防止に必要な器具については受注者が用意すること。</p> <p>本工事に使用する電力及び水道は、庁舎もしくは敷地内の設備を用いて使用することができる。</p> <p>工事車両の駐車、資機材の仮置きについては、当事務所の敷地を利用することができるが、使用に先立ち、使用期間、使用場所等について監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <p>土地改良技術事務所庁舎外壁に塗装されている外壁吹付仕上塗材には石綿が含まれており、石綿障害予防規則第3条第4項に基づく、石綿分析調査は実施済みである。</p> <p>石綿障害予防規則に基づく事前調査結果の届出は、石綿事前調査結果報告システムを使用し、受注者において行うこと。また、報告結果を打合せ簿で提出すること。</p> <p>なお、届出に必要となる事前調査については、発注者において実施済みであり、契約締結後に報告書を貸与する。</p>
<p>第5章 工事用材料</p> <p>1. 規格及び品質</p>	<p>本工事で使用する主要機材の規格及び品質は標準仕様書及び設計図書に示すとおりであるが、これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。</p> <p>なお、J I S規格品については、改正工業標準化法（平成16年</p>

	<p>6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証工場)とする。</p>
2. 見本又は資料提出	<p>設計図書に示す主要機材及び監督職員が指示する材料については、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p>
3. 監督職員の検査又は試験	<p>標準仕様書1章各省共通事項4節材料によるものとする。</p>
<p>第6章 施工</p>	
1. 検測又は確認(施工段階確認)	<p>受注者は監督職員が必要と認めて指示する作業段階毎に、その施工位置、施工状況及び段取等について監督職員の検査又は確認を受けなければならない。</p>
2. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等については、処理施設へ搬出することとする。</p>
3. ひび割れ補修工	<p>ひび割れ補修工の対象は図面に示すとおりとし、以下のとおり想定している。現地確認の結果変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>0.2mm以下:セメントフィラー擦りこみ 0.2mm超:Uカット樹脂モルタル塗布 貫通部分:エポキシ低圧注入</p>
4. アスベスト防塵対策	<p>ひび割れ補修工(Uカット)に伴う塗膜除去作業にあたり、工事場所はアスベストを用いた塗装を行っているため、大気汚染防止法に基づき適切な防塵対策を実施するものとする。</p>
5. 石綿含有廃棄物の処分等	<p>本工事の施工に伴い発生する石綿含有産業廃棄物の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき適切に行うものとする。</p> <p>本工事では、次に示す最終処分場で処理するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。</p>

	廃棄物	処理施設名	住所	受入時間						
	廃石綿等	和英堂興産(株)	神奈川県 横浜市中 区住吉町1 -13	9:00 ～ 16:00						
6. 塗装工	<p>塗装工は水洗い等により表面を清掃したあと、B種外装塗装を行うものとする。これにより難しい場合は、監督職員を協議するものとする。</p> <p>塗装色は白色系とするが、詳細は監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p>									
第7章 貸与資料	<p>貸与資料は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度 関東農政局土地改良技術事務所庁舎外壁劣化状況調査業務 報告書</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 関東農政局土地改良技術事務所調査外壁塗装除去試験施工工事 完了書類</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table>				名称	数量	令和4年度 関東農政局土地改良技術事務所庁舎外壁劣化状況調査業務 報告書	一式	令和5年度 関東農政局土地改良技術事務所調査外壁塗装除去試験施工工事 完了書類	一式
名称	数量									
令和4年度 関東農政局土地改良技術事務所庁舎外壁劣化状況調査業務 報告書	一式									
令和5年度 関東農政局土地改良技術事務所調査外壁塗装除去試験施工工事 完了書類	一式									
第8章 条件変更の補足説明	<p>本工事に当たっては、設計図面等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。</p> <p>(1) 第三者との協議により、仮設工法等の必要が生じた場合</p> <p>(2) 第6章4に掲げるアスベスト対策以外で防音、防塵対策が必要となった場合</p> <p>(3) 精査等により施工数量に変更が生じた場合</p> <p>(4) その他監督職員が必要と認めた事項</p>									
第9章 その他										
1. 週休2日制工事について	<p>1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。</p> <p>2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。</p> <p>(1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希</p>									

望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

①対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

②対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

①対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況

<p>第10章 定めなき 事項</p>	<p>を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。</p> <p>4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。</p> <p>5. 2(1)①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①又は2(1)①②両方の取組を希望しない場合（2(1)①又は2(1)①②両方に取り組みることについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。</p> <p>6. 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。</p> <p>この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>
-------------------------	--